



水銀による大気汚染の防止について

<大気環境担当>

○「水銀に関する水俣条約」の発効

水銀による地球規模の環境汚染と健康被害の防止を目的とした「水銀に関する水俣条約」が2013年10月に国際連合環境計画(UNEP)の政府間交渉委員会で採択され、日本は2016年2月に条約を締結しました。2017年5月18日に条約の締結国数が発効条件である50か国に達し、その90日後の2017年8月16日に条約が発効しました。

○「水銀に関する水俣条約」の締結に係る大気排出対策

日本国内での条約の的確かつ円滑な実施を確保するために、2015年6月に大気汚染防止法が改正され、2018年4月1日に施行されました。

改正法では規制対象となる施設(石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程、廃棄物の焼却設備、セメントクリンカーの製造設備)が水銀排出施設として規定され、その設置者には、施設の設置の届出や排出基準の遵守義務、排出ガス中の水銀濃度の測定・記録・保管の義務が発生しました。

既設の規制対象となる施設については、施行日から30日以内に届出がなされ、その施設数は全国で約4,400となりました。



ガス状水銀のサンプリング

○徳島県の対応

徳島県では、県内に設置されている水銀排出施設の排出ガスが水銀の排出基準を満たしているかを確認するために、水銀排出施設における排出状況の調査計画を作成し、それに基づいて、保健製薬環境センターが排出ガス中の水銀濃度の測定をすることとなりました。

平成30年度は2事業所への立入り調査を行い、3施設が排出するガス中の水銀濃度の測定を実施しました。

これからも水銀による大気汚染の防止に資するために、徳島県内の水銀排出施設の計画的な排出ガス中の水銀濃度の測定を行ってまいります。



水銀測定装置